

せいとく介護こども福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、介護福祉士、保育士の養成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、せいとく介護こども福祉専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南11条西8丁目2番47号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
教育社会福祉	専門課程	介護福祉科	昼 間	2年	80人	160人	4学級
教育社会福祉	専門課程	こども福祉科	昼 間	2年	80人	160人	4学級

2 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人を標準とする。

(学年、学科の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 専門課程の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業 校長が定める期間
- (4) 冬季休業 校長が定める期間
- (5) 春季休業 校長が定める期間
- (6) 開校記念日 9月1日

2 教育上特に必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。この場合、授業日を休業日に振り替えることがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数、単位数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数、単位数は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 別表 1 に定める授業時数並びに単位数の 1 単位時間は、45 分とする。
- 3 別表第 1 に定める授業時数のうち、卒業までに履修させる授業時数はこども福祉科保育士・幼稚園教諭コースにあつては 1925 時間以上、こども福祉科保育士コースにあつては 1860 時間以上、介護福祉科にあつては 1940 時間とする。
- 4 別表第 1 に定める単位数のうち、卒業までに履修させる単位数は、こども福祉科保育士・幼稚園教諭コースにあつては 110 単位以上、こども福祉科保育士コースにあつては 108 単位以上、介護福祉科にあつては 112 単位とする。

(授業時数の単位数への換算)

第 9 条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実技及び実習については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(成績評価)

第 10 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験、実習の評価、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 (実習については 5 分の 4) に達しない者は、その教科について評価を受けることができない。

(始業及び終業)

第 11 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

分野	課程	学科	昼夜の別	始業時刻	終業時刻	曜日
教育社会福祉	専門課程	介護福祉科	昼間	9 時 00 分	16 時 30 分	月～金
教育社会福祉	専門課程	こども福祉科	昼間	9 時 00 分	16 時 30 分	月～金

(教員組織)

第 12 条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長
 - 2 教員 教育社会福祉分野専門課程 9 人以上
 - 3 事務職員 3 人以上
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第 13 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

専門課程

- (1) 高等学校及び中等教育学校卒業若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
(旧規程による大学入学試験検定に合格した者を含む)
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) その他専修学校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認め
た者

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続、許可)

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を掲
載し、第24条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学許可された者は、入学許可の日から30日以内に第24条に定める入学金を
添えて手続きをとらなければならない。

(転入学)

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、
やむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

(ただし、介護福祉科を除く)

(休学、復学)

第17条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、長期間休学する場合は、その事
由を記した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

- 2 復学しようとする者は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受け
なければならない。

(原級留置)

第19条 当該年度の欠席数が規定を越えている場合、または成績不良によって単位又は
時間数認定されない教科がある場合、原級留置となる。

(卒業・課程修了及び称号・資格の付与)

第20条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目につい
て試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、
実習の成績によって修了を認定することができる。

- 2 本校所定の修業年限以上在学し、別表1(第8条関係)による教育課程を修了した
者には卒業証書(別記第1号様式)および専門士(教育社会福祉専門課程)の称号
を授与する。
- 3 介護福祉科において前項の要件を満たした者は、次の各号による資格および受験資
格を得ることができる。
 - (1) 社会福祉士および介護福祉法に規定する所定の科目を履修し単位を取得した者
には、介護福祉士国家試験の受験資格を付与する。
 - (2) 日本レクリエーション協会の定める所定の科目を履修し単位を取得した者には、
本人の申し出により、レクリエーション・インストラクターの資格が付与され
る。
- 4 こども福祉科において本条第2項の要件を満たした者は、次の各号による資格およ

び受験資格を得ることができる。

- (1) 児童福祉法第18条の6の規定に基づき、所定の科目を履修し単位を取得した者には、保育士資格を付与する。
- (2) 一般財団法人児童健全育成推進財団が定める規定に基づき、所定の科目を履修し単位を取得した者には、児童厚生2級指導員資格が付与される。
- (3) 公益財団法人日本幼少年体育協会が定める規定に基づき、所定の科目を履修し単位を取得した者には、幼児体育指導検定の受験資格が付与される。
- (4) 一般社団法人人間力認定協会が定める規定に基づき、所定の科目を履修し単位を取得した者には、児童発達支援士の受験士資格が付与される。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第20条の2 教育上有益と認めるときは、校長は、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が該他の短期大学又は大学において履修した教科目の修得単位を30単位を超えない範囲で学生が所属する本校学科における教科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただしこの場合、保育士資格取得に必要な教科目については、他の短期大学又は大学の履修は、指定保育士養成施設として指定を受けているものでなければならない。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第21条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。(ただし、介護福祉科を除く)

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第22条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第23条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合これを命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第24条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

(納付金の還付)

第 25 条 すでに納入した納付金は、返還しない。ただし、入学を辞退する場合は指定する日時までに申し出た者についてはこの限りでない。

(納入及び納入の特例)

第 26 条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学中の授業料を免除することがある。

3 特例の事由がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(除 籍)

第 27 条 授業料その他の納付金を 3 か月以上滞納した者は除籍することができる。

第 8 章 雑 則

(施行細則)

第 29 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

1. この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。
2. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から実施する (全部改正)
3. この学則は平成元年 4 月 1 日から実施する
4. この学則は平成 2 年 4 月 1 日から実施する
5. この学則は平成 3 年 4 月 1 日から実施する
6. この学則は平成 4 年 4 月 1 日から実施する
7. この学則は平成 5 年 4 月 1 日から実施する
但し、平成 5 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
8. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する
9. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から実施する
10. この学則は平成 12 年 4 月 1 日から実施する
但し、平成 12 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
11. この学則は平成 13 年 4 月 1 日から実施する
但し、平成 13 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
12. この学則は平成 14 年 4 月 1 日から実施する
但し、平成 14 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
13. この学則は平成 15 年 4 月 1 日から実施する
但し、平成 15 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
14. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。(全部改正)
15. この学則は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

16. この学則は平成 18 年 10 月 1 日から実施する。
17. この学則は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 21 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
18. この学則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 22 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
19. この学則は平成 22 年 11 月 26 日から実施する。
20. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 23 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
21. この学則は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 24 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
22. この学則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 25 年 3 月末日までに在学する生徒については、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 11 条を除き、従前のおりとする。
23. この学則は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 26 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
24. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
25. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 28 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
26. この学則は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 29 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
27. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 31 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
28. この学則は令和 2 年 4 月 3 日から実施する。
29. この学則は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
但し、令和 3 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。
30. この学則は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
但し、令和 6 年 3 月末日までに在学する生徒については、従前のおりとする。

別表第1（第8条関係）

教育課程及び授業時数

教育社会福祉分野 専門課程 こども福祉科（昼間）

教養科目

科目	単位数	授業時間数	保育士・幼稚園教諭コース		保育士コース		必修 選択別	区分	備考
			1年	2年	1年	2年			
憲法	2	30	30			30	必修	講義	
経済学	1	15		15		15	必修	講義	
心理学	1	15	15		15		必修	講義	
情報リテラシーと処理技術	2	30	30		30		必修	演習	
英語コミュニケーションⅠ	2	30	30		30		必修	演習	
健康科学	1	15	15		15		必修	講義	
スポーツ（実技）	1	30	30		30		必修	実技	

専門的科目

科目	単位数	授業時間数	保育士・幼稚園教諭コース		保育士コース		必修 選択別	区分	備考
			1年	2年	1年	2年			
保育原理	2	30	30		30		必修	講義	
教育原理	2	30	30		30		必修	講義	
こども家庭福祉	2	30	30		30		必修	講義	
社会福祉論	2	30	30		30		必修	講義	
こども家庭支援論	2	30		30		30	必修	講義	
社会的養護Ⅰ	2	30	30		30		必修	講義	
教職論	2	30	30		30		必修	講義	
発達心理学	2	30	30		30		必修	講義	
こどもの発達と家庭支援	2	30	30		30		必修	講義	
こどもの理解と相談支援	2	30		30		30	必修	演習	
こどもの保健	2	30		30		30	必修	講義	
こどもの食と栄養	2	30		30		30	必修	演習	
教育課程論	2	30	30		30		必修	講義	
保育内容総論	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「健康」	1	15		15	15		必修	演習	

こどもの指導法「人間関係」	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「環境」	1	15		15		15	必修	演習	
こどもの指導法「言葉」	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「リズム表現Ⅰ」	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「造形表現」	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「音楽表現Ⅰ」	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「音楽表現Ⅱ」	1	15		15		15	必修	演習	
こどもと造形	1	15	15		15		必修	演習	
表現とこどもの運動	1	15	15		15		必修	演習	
こどもの指導法「言語表現」	1	15		15	15		必修	演習	
乳幼児保育Ⅰ	2	30	30		30		必修	講義	
乳幼児保育Ⅱ	1	15		15		15	必修	演習	
こどもの健康と安全	1	15		15		15	必修	演習	
障害児保育Ⅰ	1	15	15		15		必修	演習	
障害児保育Ⅱ	1	15		15		15	必修	演習	
社会的養護Ⅱ	1	15		15		15	必修	演習	
子育て支援	1	15		15		15	必修	演習	
保育実習Ⅰ（保育所）	2	80	80		80		必修	実習	
保育実習Ⅰ（施設）	2	80	80		80		必修	実習	
保育実習指導Ⅰ（保育所）	1	15	15		15		必修	演習	
保育実習指導Ⅰ（施設）	1	15	15		15		必修	演習	
保育・教職実践演習	2	30		30		30	必修	演習	
人間関係論	1	15	15				選択	講義	A
教育心理学	2	30	30				選択	演習	A
特別支援教育	1	15		15		15	必修	講義	
こども学概論	2	30		30		30	必修	講義	
こどもの指導法「音楽表現Ⅲ」	1	15		15		15	必修	演習	
環境論	1	15		15		15	必修	講義	
造形表現論	1	15	15		15		必修	演習	
健康論	1	15		15		15	選択	演習	
こどもとリズム表現Ⅱ	1	15	15		15		必修	演習	
こどもとリズム表現Ⅲ	2	30		30		30	必修	演習	
幼児造形	1	15		15		15	必修	演習	
こどもと音楽表現Ⅳ	1	15		15		15	必修	演習	
保育実習Ⅱ A	2	80		80			選択	実習	A

保育実習ⅢA	2	80		80			選択	実習	※
保育実習ⅡB	3	120				120	選択	実習	} B ※
保育実習ⅢB	3	120				120	選択	実習	
保育実習指導Ⅱ	1	15		15		15	選択	演習	} ※
保育実習指導Ⅲ	1	15		15		15	選択	演習	
教育方法論	2	30	30				選択	講義	A
教育実習	4	140		140			選択	実習	} A ※
幼児教育実践	9	135		135			選択	演習	
教育実習事前事後指導	1	15	15				選択	演習	A
卒業研究	2	30		30		30	必修	演習	
保育制作Ⅰ	2	30	30		30		必修	演習	
保育制作Ⅱ	2	30		30		30	必修	演習	
音楽表現論	1	15	15		15		必修	演習	
こどもと体育	1	15		15		15	必修	演習	
障害者支援論	1	15		15		15	必修	演習	
保育実習対策Ⅰ(施設)	1	15	15		15		必修	演習	
保育実習対策Ⅰ(保育所)	1	15	15		15		必修	演習	
保育実習対策Ⅱ	1	15		15		15	必修	演習	
教育実習対策Ⅰ	1	15	15				選択	演習	A
教育実習対策Ⅱ	1	15		15			選択	演習	A
卒業研究Ⅱ	2	30		30		30	必修	演習	
卒業研究Ⅲ	2	30		30		30	必修	演習	
こどもと音楽表現Ⅴ	1	15	15		15		必修	演習	
こどもと音楽表現Ⅵ	1	15				15	選択	演習	B
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	30			30		選択	講義	B
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	30				30	選択	演習	B
児童館実習	2	80				80	選択	実習	B
手話Ⅰ	1	15	15		15		必修	演習	
手話Ⅱ	1	15		15		15	選択	演習	B
体育	1	15		15		15	選択	演習	B
環境Ⅱ	2	30		30		30	選択	演習	
必修科目単位数・時間数			1015	910	940	920			
選択科目単位数・時間数				15		15			

① ※印の科目は、必ずいずれかを選択して修得すること。

② 選択教科のうち、Aについては、保育士・幼稚園教諭コースは必修科目

③ 選択教科のうち、Bについては、保育士は必修科目

教育社会福祉分野 専門課程 介護福祉科（昼間）

科 目	単位数	授業 時間数	1 年	2 年	区分	備考
人間の尊厳と自立	2	30	30		講義	
人間関係とコミュニケーション （コミュニケーション概論Ⅰ）	2	30	30		講義	
人間関係とコミュニケーション （コミュニケーション概論Ⅱ）	2	30		30	講義	
社会の理解（家族福祉論）	1	15		15	講義	
社会の理解（地域福祉論）	1	15		15	講義	
社会の理解（社会学概論）	1	15	15		講義	
社会の理解（社会保障論）	1	15		15	講義	
社会の理解（高齢者福祉論）	1	15	15		講義	
社会の理解（介護保険法）	1	15	15		講義	
社会の理解 （障害者の自立を支える制度）	1	15		15	講義	
社会の理解 （介護実践に関する諸制度）	1	15		15	講義	
法 学	1	15	15		講義	
経 済 学	1	15	15		講義	
介護の基本（介護概論Ⅰ）	4	60	60		講義	
介護の基本（介護概論Ⅱ）	2	30		30	講義	
介護の基本（リハビリテーションⅠ）	1	15	15		講義	
介護の基本（家政学概論）	2	30	30		講義	
介護の基本（生活文化論）	1	15		15	講義	
介護の基本（レクリエーションⅠ）	2	30	30		講義	
コミュニケーション技術演習Ⅰ	2	30	30		演習	
コミュニケーション技術演習Ⅱ	2	30		30	演習	
生活支援技術 （住環境整備の視点）	1	15		15	演習	
生活支援技術 （入浴・清潔・身支度の介護）	2	30	30		演習	
生活支援技術（移動Ⅰ）	2	30	30		演習	
生活支援技術（移動Ⅱ）	1	15		15	演習	
生活支援技術（食事Ⅰ）	1	15	15		演習	
生活支援技術（食事Ⅱ）	1	15		15	演習	
生活支援技術（排泄Ⅰ）	1	15	15		演習	
生活支援技術（排泄Ⅱ）	1	15		15	演習	
生活支援技術（家政Ⅰ）	2	30	30		演習	

生活支援技術（家政Ⅱ）	2	30		30	演習	
生活支援技術（睡眠）	1	15	15		演習	
生活支援技術（障害者ケア）	1	15	15		演習	
生活支援技術（終末期ケア）	1	15		15	演習	
生活支援技術（リハビリテーションⅡ）	1	15		15	演習	
生活支援技術総合Ⅰ	1	15	15		演習	
生活支援技術総合Ⅱ	1	15		15	演習	
介護過程Ⅰ	5	75	75		講義	
介護過程Ⅱ	5	75		75	講義	
介護総合演習Ⅰ	5	75	75		演習	
介護総合演習Ⅱ	3	45		45	演習	
介護実習Ⅰ	7	210	210		実習	
介護実習Ⅱ	8	240		240	実習	
こころの理解	2	30	30		講義	
からだの理解	2	30	30		講義	
こころとからだのしくみⅠ	2	30	30		講義	
こころとからだのしくみⅡ	2	30		30	講義	
発達と老化の理解 （人間発達学）	2	30	30		講義	
発達と老化の理解 （高齢健康論Ⅰ）	1	15	15		講義	
発達と老化の理解 （高齢健康論Ⅱ）	1	15		15	講義	
認知症の理解Ⅰ	2	30	30		講義	
認知症の理解Ⅱ	2	30		30	講義	
障害の理解（障害者福祉総論）	1	15	15		講義	
障害の理解 （障害者福祉各論Ⅰ）	1	15	15		講義	
障害の理解 （障害者福祉各論Ⅱ）	2	30		30	講義	
医療的ケアⅠ	1	20		20	講義	
医療的ケアⅡ	3	60		60	講義	
医療的ケア演習	3	60		60	演習	
総時間数	112	1940	1020	920		

別表第2（第24条関係）

授業料、入学金その他費用

こども福祉科

	1 年	2 年
入 学 審 査 料	15,000円	
入 学 金	100,000円	
授 業 料	600,000円（年額）	600,000円（年額）
施 設 維 持 費	150,000円（年額）	150,000円（年額）
学 生 費	80,000円（年額）	80,000円（年額）

介護福祉科

	1 年	2 年
入 学 審 査 料	15,000円	
入 学 金	100,000円	
授 業 料	660,000円（年額）	660,000円（年額）
施 設 維 持 費	200,000円（年額）	200,000円（年額）
学 生 費	160,000円（年額）	160,000円（年額）

入学時に前納することを原則とする。

ただし、授業料は月ごとに納入することができる。

別記第 1 号様式

割 印	第 号
卒 業 証 書	
校印	氏名
	平成又は昭和 年 月 日生
あなたは本校こども福祉科（2年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示（平成6年文部省告示第84号）により、専門士（教育社会福祉専門課程）と称することを認める	
令和 年 月 日	
学校法人 成徳学園	
せいとく介護こども福祉専門学校	
学校長 野 村 昌 昭	
	印

割 印	第 号
卒 業 証 書	
校印	氏名
	平成又は昭和 年 月 日生
あなたは本校介護福祉科（2年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示（平成6年文部省告示第84号）により、専門士（教育社会福祉専門課程）と称することを認める	
令和 年 月 日	
学校法人 成徳学園	
せいとく介護こども福祉専門学校	
学校長 野 村 昌 昭	
	印